柳川地域審議会第3回会議録

開催日時		平成18年2月15日(水)13:30~15:00							
開催場所		柳川市市民会館 第2会議室							
		次第	会議結果						
	1. 開	会							
	2. 協	議							
	(1)前回協議事項の報告								
会	(2)第1次総合計画構想案								
	(3)財政関係の報告								
議	(4) その他								
	3. 閉	会							
内									
容									

柳川地域審議会委員出欠名簿

	氏 名	機関・団体及び役職	出欠
1	梅﨑 喨子	クリーン連合会理事	出
2	大城 昌平	柳川山門医師会代表	出
3	大坪 正子	柳川市民生委員児童委員協議会地区副会長	出
4	大村 直	柳川市体育協会代表	出
5	小野村 猛	柳川市行政区長代表委員協議会副会長	出
6	古賀 慶作	公募委員	出
7	古賀 寿代	柳川市地域婦人会連絡協議会柳川ブロック会長	出
8	古賀 正孝	柳川商工会議所青年部副会長	欠
9	古賀 義則	柳川地区漁協協議会会長	欠
1 0	立花 寛茂	柳川商工会議所会頭	出
1 1	田中康徳	PTA連合会副会長	欠
1 2	永松 喜久	柳川文化協会副会長	出
1 3	成清 法作	柳川農業協同組合代表理事組合長	欠
1 4	藤吉 佳美	公募委員	欠
1 5	真崎 勝子	柳川商工会議所女性会会長	出

(15人中10人出席)

会議録の確定									
確定年月日		平成	年	月	日				
署名	議長								

第3回柳川地域審議会

日 時:平成18年2月15日 13:30~

場 所:柳川市民会館第2会議室

- 1. 開 会
- 2. 協 議
 - (1)前回協議事項の報告
 - (2)第1次総合計画構想案
 - (3)財政関係の報告
 - (4) その他
- 3. 閉 会

午後1時30分 開会

〇事務局

皆さんこんにちは。委員の皆様方には大変お忙しい中、また、仕事のあられる中に 御出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより柳川地域審議会を開催させていただきます。 会議に先立ちまして、本日の出席委員の御報告をさせていただきます。15人中10名 の御出席をいただいていますので、本日の会議が成立することを報告させていただき ます。

それでは、会長さん、ごあいさつをお願いしまして、そのまま引き続き会議の方に 入っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇小野村会長

本日は第3回柳川地域審議会を開催しましたところ、非常に足元の悪い中に御参加 いただきまして、ありがとうございました。

本日の議題は、以前に御案内してありましたように、前回協議事項の報告、それから、第1次総合計画構想案、財政関係の報告、こういったことについて本日は審議いただくようになっておりますので、委員の皆さん方の御忌憚なき御意見等を賜りますようよろしくお願いしまして、簡単ですが、ごあいさつにかえたいと思います。

それでは、議事進行をさせていただきますが、まず、(1)の前回協議事項の報告について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

〇事務局

前回協議事項の報告ということで、資料の方が1ということでなっております。こちらの方で、前回審議会の方で御意見いただきました件につきまして、状況報告ということで回答にかえさせていただきたいと思います。

まず、1点目が公共施設の使用料についてということで御意見がありました。 こちらにつきましては、施設により使用料が異なっているということで、統一に向けまして現在調整を行っているところです。

3月中にはある程度の方針を出す予定にしております。

それから、2点目の財政状況についてですけれども、こちらにつきましては、後ほどまた報告をいたしますので、省略をさせていただきたいと思います。

それから、中山の大藤の観光入れ込み客数の増加についてということで御意見いただいた分ですけれども、こちらにつきましては、増加の要因としましては、地域団体で実行委員会を結成して開催していること、それと事前の周知、地域物産の販売、それと開催期間を延長したことによるものではないかということで報告を受けております。

それと、EM菌の今後の活用についてということで御意見がありました分ですけれども、旧柳川市におきましては、活性液の河川投入を実施していたということでしたけれども、引き続き公民館等でEM活性液の無料配布、それと普及啓発を実施していきたいということで連絡を受けております。

以上、簡単ですけれども、報告にかえさせていただきます。

〇小野村会長

それでは、ただいま事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問等がございましょうか。

なお、前回の質問等で2番目の財政状況については議事の中に入っておりますので、 それを省いて、あと3点についての御質問、御意見ございましたら、お出しをお願い したいと思います。どうぞ。

〇大村委員

ちょっとよろしいでしょうかね。委員の大村ですけれども、一番最初の公共施設の使用料の問題で、調整中ということですけれども、私も今、体育センターの方に勤めておりますけれども、料金等が非常に極端に違うわけですよね。中には要らないところもあるというようなことで。

それからもう一つは、団体によって、例えば、福祉の方を通じると無料になるとか、 そういう団体によっても非常に違いますから、そういうところを踏まえて検討をきちっとしていただきたいなと思って、ちょっとつけ加えてお願いしたいと思います。

〇小野村会長

どうぞ、事務局の方から。

〇事務局

それについてちょっとお答えをいたします。

まず、公民館という施設につきましては、実は国の方で公民館法という法律がございまして、これに基づいて利用させるということになっております。基本的には、公民館というのは地域の皆様方に大いに活用していただくというのが前提でございますので、料金を取らないというのが本来の前提条件になっております。ただし、営業関係のそこで物を売ったりすることはできないんですけれども、そういったほかのところでも使える団体の皆さん方といいますか、ほかのところを使ってもいい団体の皆さん方の御利用については料金を取りますよという規定なんですね。ですから、減免をしていく団体の数というのがかなり多うございます。社会教育関係団体ですとか福祉の団体というのはほぼ全額減免というのが基本でございます。

それから、市民会館というのは、そもそも貸し館業、ここは商売をされるといいますか、即売会をしたり、いろんなことをしていただいて結構なわけですね。そういったための施設でございますので、お金を取って貸すというのがそもそもの発想といいますか、前提でございます。だから、減免をしていく団体というのは非常に少ないわけです。そういった減免の団体というのは、市民会館の場合はほとんどないと。市役所が直接使うとか、教育委員会が大きな大会をするとか、そういった場合は減免というのがあるわけですけれども、それ以外についてはほとんど減免という制度はございません。

それから、今非常に皆さん方の方でいろいろ出ておりますのが、実は水の郷という福祉施設があるわけです。ここにつきましては、公民館と市民会館の中間ぐらいのといいますか、そういった位置にある施設だというふうに考えております。それで、基本的には料金を徴収して貸すということになっております。ただし、いろんな関係団体ですね、福祉の団体ですとか教育関係ですとか、そういった部分については半分だけ減免しましょうというようなことが基本条件でございますので、大和とか三橋の公

民館に行くと無料なんだけど、福祉センターとか市民会館に来るとお金を取られると、 そこら辺で、皆様方からすればどれも同じ建物ではないかという感覚なんですけれど も、そもそもつくったときの準拠法律が全然違うというのがございまして、その辺で 調整するのが非常に難しいことになっております。

ただし、現在、1平米当たり幾らという基準単価を算定いたしております。大体平均になるようにしております。ただ、市民会館につきましては、そもそもが貸すための施設ですので、そういった学習とか、そこの中で活動をするという施設じゃございませんので、今回の調整からは外しております。

あと、そういった学習とか活動をするための施設としてございますのが福祉センター、公民館、コミュニティセンターと言われる部分は柳川市は各校区ごとにほぼつくってあります。そういった施設につきましては、料金の統一に向けて現在調整をしております。基本的には冷暖房料については受益者負担にするという形で進ませていただいております。ですから、今までは使用料の中に大和とか三橋の公民館は冷暖房料を含んでいましたので、それも含めて無料だったんですけど、基準がきちっと決まれば、その部分についてはお金をいただくと。それ以外のお部屋の使用料については、それぞれの法律や条例に準拠しまして、お金を減免するという認定をさせていただく団体、または、おたくはこの施設については減免できませんけど、こっちの施設だったら減免できますよというような形で、施設ごとに減免ができる団体とできない団体をきちっとして、皆さん方の利用に供していきたいというふうに考えております。

〇小野村会長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

では、ほかにないようでございますので、次の議題に移らせていただきます。

(2)の第1次総合計画構想案について、事務局の方から御説明をお願いします。

〇事務局

それでは、私の方から座って説明をさせていただきます。

まず、皆様方のお手元に配っております第1次柳川市総合計画基本構想(案)というやつがあるわけですが、これから先、柳川市の10年間の進むべき道を決めるための基本構想というのを現在私どもの方でつくっているわけでございますが、これがそれの原案でございます。

これにつきましては、皆様方からの御意見を伺うのと同時に、一般の皆様からもということでパブリックコメントという手法でもちまして多くの皆さん方から意見をいただく予定にいたしております。

まず、1枚めくっていただきますと、目次がそこについておりますが、まず、序論 と基本構想という部分に分けております。

それで、今回序論から基本構想まで御説明をさせていただきます。

まず、序論の方では第1章と第2章に分かれておりまして、基本構想の方は第9章 までということになっておりますが、将来フレームとか、第8章、第9章は文章的に かなり長くなります。この総合計画を実現するためにということで、ここは具体的に ある程度いろんなことを書いているところでございますので、皆様方に十分読んでい ただきたいというふうに思っております。

それではまず、序論の方から御説明をいたします。

まず、1ページをあけていただきますと、下に1ページというふうにページが打ってあります。そこをお願いします。

まず、第1章の計画策定の背景と目的でございますが、これにつきましては、1市2町それぞれの市や町に実はこの総合計画というのがあったわけでございますが、間もなく1年を迎えようとしておりますが、今回、17年3月21日合併によりましてそういった計画がすべて御破算になっております。それで、新柳川市の向こう10年間の計画をつくると、設計図をつくるということで現在進めているということをここで書いております。

それから次、第2章でございます。2ページに計画の概要ということでどういった 計画をつくるかということをここで書いておりますが、まず、計画の位置づけと性格 ということです。これはどういった位置づけになるのか、どういった性格を持つかと いうことです。これは新市の根本の運営指針となるやつでございます。これに基づい てほかの計画もいろいろつくっていただくということになります。

それから、2番目の計画の基本的な考え方は、まず一つが、市民と行政が共有するまちづくり戦略計画ということで、市役所だけやなくて、市民の皆様方に大いに参加をしていただく、共有をしていただくというのを第1に上げております。皆様方とともにつくっていくんだということです。

それから2番目に、成果重視のまちづくり計画、要するに絵にかいたもちに終わらないということを考えております。計画した部分はきちっと成果として上げていくということをここで強調いたしております。

それから、3番目が行政経営計画です。行政は今まで多くの仕事が国からの機関委任事務という形で、大体役所がする仕事の半分ぐらいは国、県の下請作業だったわけですね。ですから、国、県がこうしなさい、ああしなさいと言うとおりにしておけばよかったんですが、実はここ数年前から大きく世の中が変わりまして、市町村がやる仕事は市町村の固有事務、要するに市町村のための仕事なんだということで、だから、そういった仕事をするときは自分で決定して自分の責任でやっていきなさいということで、自己決定、自己責任の考え方が導入をされております。

それで、その中で皆様方と行政のパートナーシップを図りながらやっていきますよ ということをこの3番の行政経営計画の中でうたっております。

それから次、大きな3でございますが、計画の構成と期間というところで、計画そのものが、基本構想、基本計画、実施計画という三つでワンセットで成り立っていきます。期間は平成28年度を目標として10年間ということで、その一番根本となるやつ、核になるやつが基本構想でございます。ここの中では、目指すべきまちの将来像とか基本的な方向というのをうたっていきます。

それから2番目に、基本計画です。これはこの構想を実現するための具体的な内容、 これを部門別に体系化をいたしまして、こういった部門ではこういったことをやって いきますよということをうたいます。

3番目の実施計画は、この部門でこういうことに基づいてこういうふうにやりまし

ょうといったときに、じゃ、具体的にはどういったことをやるのかというのがこの実 施計画でございます。

この実施計画につきましては、一応10年間でございますけれども、それぞれ3年ごとに3年ずつの計画をつくります。そして、その3年間の計画を毎年見直しながら、ずっと3年ずつの分をつくっていくというローリング方式と普通呼ばれておりますやり方をします。ですから、3年分まとめてつくって、1年目には実施できなかったけど、2年目、3年目の部分を1年目に実施できたとしますと、もう実施が終わっていますので、その翌年はその部分を除いて、次の3年間という形で計画をずっと見直していきますという形になります。それのイメージが次の4ページに書いてございます。

まず、基本構想というのが一番真ん中にありまして、その周りを基本計画というのが取り巻きまして、その外側に実施計画という具体的な計画があるという形になります。そして、計画期間で申しますと、基本構想と基本計画は10年間という一つの長いスパンの中で考えていきます。実施計画につきましては3年というスパンを考えまして、その中で毎年見直しをする。ですから、2年目、3年目に予定しておりました事業まで1年目に進めば、次の年はまた新しい3年間の計画になるという形で、ローリング方式と言われております方式でもってやりますよということです。

それでは、一番中心になります基本構想です。この基本構想の中身としましてはどういうことかといいますと、次、6ページにございますように、まず第1章で柳川市のあゆみというのを書いております。

これは柳川地方に人が住み始めたのは今から2000年ぐらい昔と言われておりますが、それからの時代の流れをここで書いておりまして、大きくは江戸時代の藩の時代、明治、大正、昭和、平成と続きますが、明治の大合併、昭和の大合併、それから平成の大合併と言われます今回の合併ですね、そういった経過をここで書いております。次の章でございますけど、8ページをあけてください。

8ページは、柳川市の特性ということで、まず、どういったところにあるかという 位置を書いております。

それから、面積と地質です。面積は今76.9平方キロ、約77平方キロです。地目別に見ますと、そこに宅地とか、耕地とか、その他の地目と書いておりますが、16%ぐらいが宅地になっております。それから、田んぼですね、耕地というのが54%ぐらいです。その残りの30%というのが、水路であったり、それ以外の土地ということになるわけでございます。

それから、気候とか人口と世帯の動きというのも書いております。人口につきましては、トータルいたしますと、昭和35年ぐらいが8万6,888人と一番多かったようでございます。これは旧1市2町をトータルした数字でございますが、約8万7,000人近くいたということです。それが平成17年、昨年の国勢調査の速報値といいまして、これは概略集計をした分でございますけれども、これでいきますと7万4,533人ということで、1万2,355人減っているというところでございます。

それから、世帯そのものですね、世帯数はふえておりますけれども、1世帯当たりの人員は5.6人、当時はおじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、子供が

2人か3人といっていた時代から、現在はお父さん、お母さんと子供が1人か2人というふうに非常に核家族になってきているというのをそこに書いております。

それから、その次のページには、住民基本台帳による人口動態の推移ということを書いておりますが、この住民基本台帳による人口と国勢調査の人口の大きく違うところは、特に、学生さんが大学とか行かれますけれども、国民健康保険の関係とかいろんなことがございまして、本人は福岡市に下宿をしてこっちにはいないと。だけど、住民票はそのまま柳川市に置いたままというのがたくさんございます。そういった部分は住民票人口としては当然載ってくるわけでございますけれども、国勢調査は実態主義といいますか、そこに住んでいるかどうかというのでやりますので、かなりの分、減ってくるという部分がございます。

それから、その次の表の年齢3階級別人口構成というのがあるんですが、一番最初がゼロ歳から14歳という中学校卒業までの人口の割合です。それから、15歳から64歳というのが大体労働者人口と言われている部分でございます。ここが多いと税収も上がるし、非常にいいということになるわけでございますが、これは大都市圏でない限りは、ここの人口がどんどんふえているよというところはまずございません。それから、一番最後は65歳以上でございますが、見ていただいてわかりますとおり、平成12年で20.8%となっております。現在ではこれが23%程度まで進んでいると思われます。10年とか十四、五年先になると思いますけれども、最終的にはこれが三十四、五%までいくのではないかというふうに予測をいたしております。

これを県とか全国と比べますと、ゼロ歳から14歳というのはほとんど0.5ぐらいし か違いませんのでいいんですが、15歳から64歳という部分がかなり落ち込んでまいり ます。それから、今度は65歳以上というところはかなりオーバーをしてくるという形 で、やはり高齢化が進んでいることがこういった数字からも裏づけられております。 次が5番の産業・経済の動きということで、就業人口というのは仕事についている 人の人口で、何も柳川市内で働いている人ではございません。福岡市とか久留米市と か行っている方もすべて含んでおりますが、大体昭和45年ぐらい、この辺が一番ピー クというふうに言われています。平成12年にはかなり減少しているということです。 1次産業、2次産業、3次産業と書いておりますが、言えることは、柳川市の場合は 1次産業に従事している人がよそから見れば多いというところでございます。ですか ら、よその町でございますと失業者というのがかなり出てきても、柳川市の場合は仕 事をやめられても、おうちに帰ってくると田んぼがあるので農家をしますということ になると、失業者という数には上がってこないで、1次産業をやっていますよという ことになるものですから、1次産業の数は世の中が不景気になれば当然上がってくる ということになるわけでございます。よその場合ですと、ここが家に帰ってきてもす ることがないもんですから、失業者ということで無職で上がってくるところが、柳川 市の場合はそういった漁業とか農業に従事しているよということになろうかと思い ます。そういった部分もかなりあるかと思います。

それから、そこにちょっと黒っぽく網かけしているところは、産業分類別の生産額というところでございます。これは平成14年度の統計から導いておりますが、第1次産業が166億円、2次産業が394億円、3次産業が1,436億円ということで、第3次産

業が全産業の7割ぐらいを占めているというところでございます。

それから、平成16年の事業所の数は卸売・小売で全体の過半数を占めておりますということになっていまして、平成13年の3,665社が平成16年には3,449社に、また、従業員数も2万4,376人が2万4,168人に減少しているというふうに書いておりますが、柳川市の50人以上を雇ってある企業といいますか、事業所が50ありません。現在のところ49件です。ですから、非常に小さな事業所が多いというのが柳川市の特徴だろうと思います。大きな産業というのがないと、そういった会社が少ないと言われております。

その次が農業の実態を書いております。それから、水産業ですね、そういったのを 極めて中身は入れて書いていますので、また後でお読みいただきたいと思います。

最後に、観光産業に触れておりますが、平成15年には140万人ぐらいあったんですが、平成16年に130万人弱になったということです。昨年はまだ概算みたいなんですけど、100万人ぐらいに減っているというふうに言われております。若干観光客の入り込み数も少しずつ減ってきているといいますか、少なくなってきているみたいな状況がございます。

産業別就業者数、就業者総数につきましては、下のグラフを見ていただくと大体おわかりになろうかと思います。3次産業の部分はかなりずっとグラフ的には伸びてきている。1次産業に従事してあった方が激減をしてきているというのがそのグラフから読みとれると思います。

一番最後は、柳川市と福岡県、全国との比較を載せております。

そしたら、まちの魅力というのはどういうものかということで、次の13ページに書いております。

まず、柳川市で言われるまちの魅力の1番には、やっぱり豊かな自然が上げられる んではないかというふうに考えます。網の目のように流れている掘割を中心といたし ました豊かな自然が柳川市の最大の魅力ではないだろうかというふうに思います。

それから、次が豊かな人材、これは古くは安東省菴先生でございますとか、横綱雲龍さんとか、近代に入りますと北原白秋先生を初めとする文学界の皆様方、それから、海老名弾正さんに象徴されるような教育家の皆さん、そういった方々が数多く出てある。もっともっと掘り下げていけば、ここら辺の名前というのはどんどんまだ出てくるだろうと思います。この中には書いてありませんけれども、最近でございますけど、旧大和町の出身で名古屋財界の大物と言われました佐々部晩穂(くれお)さんも旧柳川市の出身、伝習館のOBでございます。それからまた、最近ではモントリオールオリンピックの園田さんとか、そういった体育関係の方も輩出をされているということをここで紹介いたしております。

それから3番目に、独特の景観と書いておりますが、有明海に向かって広がっていきます海岸干拓地、そういったものが非常に独特の景観を呈しているというふうに言われております。なかなかよそでは見られない風景というふうに言われておりますので、この辺が非常に柳川市の持っている魅力ではないかなというふうに考えております。

それから、次が第3章で時代の潮流ということを書いております。これは世界的な

流れでございますとか、国の流れとか、そういった社会情勢について述べている部分 でございます。

現在どういったのが主な流れとしてあるかといいますと、一つは地方分権の進展でございます。今までは国がいろんなことを決めたりやったりしながら、それに右へ倣えという風潮があったんですが、そうではなくて、いろんな国からの権限が移譲されてきているというのが地方分権の進展の流れでございます。これをやはりきちっと受けとめながら、それぞれの市町村の行政はこれをどうこなすかというのがこれからの課題だろうと思います。

それから、次が住民主体のまちづくりと言われている部分でございます。これはどういうことかといいますと、今まではお上が決めたことを住民はやればいいみたいなところがあったんですが、今から先はそうではなくて、NPOを初めとするいろんな市民の団体の皆様方が自分たちの地域のまちづくりについてはどうしていくのかということをやはり自分たちが主体になって決めていくというのが非常に大切になってきております。役所といたしましても、今までのやり方から、これから先はNPOやボランティア団体、そういったコミュニティ活動について、いろんな地域の皆様方と御協力をしながらやっていきますよというスタンスに変わってきていますよというのを書いております。

それから、3番目が少子高齢化の一層の進行と人口減少社会の到来ということでございます。日本の人口を維持するためには、1人の女性が一生涯に産む子供さんの数として2.08という数字がないと人口が減るそうでございますが、今は1.23ですかね、かなり下がっております。大体この2を切るというのは、日本においては今までは、丙午(ひのえうま)と言われる年が60年に1回回ってきますが、この年は大体1.何ぼというのがそれまでも常識だったわけですが、この丙午(ひのえうま)の出生率を割り込んだというのが一つショックとしてあるわけです。これが大体今から10年ぐらい前ですかね。それからどんどん出生率は下がる一方でございまして、現在は大体1.23ぐらいの数字になってきているそうです。これは先進諸国の中では一番低い数字と言われております。

そういった流れがあるよということで、現在1億2,000万人と言われております国の人口がこれからどんどん減っていきますという時代に入ってまいります。日本全体で見ますと、江戸時代から明治の半ばまでぐらいの、7,000万人くらいが適正人口とは言われておりましたけど、やはり減っていく過程ではいろんな苦しみが当然生じてくるというふうになっております。

それから、その次が環境との共生ですね。今までは自分たちが住みやすいように環境をつくっていくんだというような形で、どんどん人工的に環境の整備というのをやってきたわけですが、弊害がいっぱい出てきております。地球温暖化でございますとか、酸性雨の問題とか、海洋汚染の問題とか、今までの産業を前に前にというふうにやってきましたツケが地球全体で非常に大きく負の遺産としてのしかかっているわけです。そういうのを私たちも十分とらえながら、これからの地域づくり、環境づくりに生かしていくことが大切ですよということをここでうたっております。

それから5番目に、安全で安心して暮らせる社会の形成という部分があるわけです

が、阪神・淡路大震災以降、日本でも地震が結構頻発するようになりましたし、最近では雪害なんかも出ております。そういった大規模な災害、それから、日ごろの小さな犯罪といいますか、今まで考えもしなかった子供がさらわれるとか殺されるとかいったような、小さなと言ったら非常に語弊があるんですけれども、ごくごく私たちの身の回りでそういうことが頻発をするようになってきた。そういうのが非常に問題になっております。そういったものに対して、これから先どう対処していくかというのをここでうたっております。

それから、次が高度情報化と国際化の進展という部分でございます。現在、皆様方 の家庭にもコンピューターを使われている方が1人か2人はいらっしゃるんではな いかと思います。また、皆さん方も携帯電話という便利なものをお持ちだろうと思い ます。そういったメディアの世界といいますか、それがインターネットという道具の 普及によりまして、今まではこれは軍事に使われておったわけですが、それが民生用、 一般用に開放された途端に、世界の中の情報が一瞬にして手に入るようになったわけ でございます。それから、通信技術が大きく飛躍をいたしまして、それまで家庭の電 話機でさえあれだけの大きさがあったんですが、皆様方が手に持って、ポケットに入 れて皆さんとの通信ができるという携帯電話が出てまいりました。その携帯電話は現 在インターネットにもつながりますし、それ以外のものもできるようになりました。 これから先は家庭の中でいろんな情報がとれる、また、動きながらいろんな場面で情 報がとれるという時代になってまいりました。そうしますと、これに対応するために は、役所も今までは出てきて申込書を書いてくださいと言っていた時代から、申込書 はインターネットの上にありますので、そこからダウンロードをして、そこに記載を していただいてメールで送っていただきますとオーケーですよというふうにどんど ん変わっていくと思います。そうしますと、「いつ会議ばしようかね」といったら、「そ んなら、だれが申し込みに行くと」と言わんで、携帯電話からさっさっと申し込みが できるという時代は目の前に来ております。それにどう対処していくのか、そういっ たことをこの中でうたっております。

それから、7番目が経済産業の変化でございます。日本の場合は、バブルがはじけて失われた10年というふうに言われておりますが、もう既に10数年を迎えます。この中で、現在、民間は少しずつ景気がよくなりつつあるというふうに言われておりますが、経済の状況が全く一変をいたしました。会社経営にしても、今までの会社経営の手法では全くないわけですね。今回、ホリエモンの事件に象徴されますように、今まで考えもしなかった、予測もできなかったような会社経営の手法がどんどん取り入れられております。彼は若干足を踏み外したためにああいうことになったんですが、アメリカではあれが日常茶飯事に行われていることだそうです。ですから、そういった経済産業の大きな変化に行政側も、市としてもどう対処していくのか。企業誘致だ、企業誘致だといいましても、今までの企業誘致では事業所は来てくれないわけでございます。何か新しいものをそこで考えていかないといけない。そういうことについて、ここでは述べております。

それから最後、8番目が価値観の多様化と共有でございます。皆様方の物に対する 考え方というのは非常に個性が重要視される時代になりまして、価値観というのが多 様化をしてまいりました。今までは多くの皆様方がほとんど同じような価値観のもとに動いていたわけですが、これから先は一人一人が違った価値観に基づいていろんなことをやっていきます。「いや、あなたはそう考えているのは間違いだ」やなくて、「あなたはそう思っている、私はこう思っている」、それをお互いが「ああ、そうだよね」といって違うところを認めながら、じゃ、みんなとしてはどうしようかという方向に持っていくというのがこれから先は求められていきます。それが価値観の多様化と共有でございます。

今から先、いろんな一人一人の生活というのは変わってくると思います。また、教育なんかに対する考え方も大きく違ってくると思うんです。そういったのをお互いに認め合いながら、じゃ、全体としてはどういう方向に持っていきましょうよねというのがこの価値観の多様化と共有というところになろうかと思います。ここについても、今から先いろんな問題が生じてくると思われます。

既に教育の中では、きのう出ていたのが、今まではゆとりの教育というのが非常に大事だと言われておりました。ところが、学力が下がっているという話が出た途端に、 来年から学力重視のカリキュラムにやり直しますよと、時間数もふやしますよというのが中教審の方で出ております。

そういったふうに、今から先は国においても、いろんなところにおいてもどんどん 揺れるといいますか、目標が揺れ動いていくかなというふうに思います。そうします と、それぞれにどう対応していくかというのは個人がそれなりに考えて対応していた だかざるを得ない。自分の考え方で動いていくというのが非常に重要になるというこ とを書いております。

それから、そういったいろんな時代の潮流とかそういうのを受けまして、第4章では、まちづくりの主要課題ということで記載をしております。

まずは人口減少と少子高齢化への対応についてどうしていくのかというのをここで述べております。

その次のページが都市基盤の充実と定住環境の向上ということで、土地の利用と道路交通網の整備と定住環境づくりというのを述べさせていただいております。特に、この地域は現在、日本一インフラの整備が進んでいる――進んでいるというか、力が入れられているといった地域になっております。現在、208号のバイパスとしての湾岸道路、国道443号のバイパスの整備、福岡市とを結んでおります国道385号のバイパスの整備、そういったいろんな道路交通網がどんどん整備をされております。それからまた、高速道路につきましては、仮称でございますけど、瀬高にインターチェンジができるというようなことも起きております。こういうのができてまいりますと、平成20年以降になろうかと思いますけど、もうあと二、三年先には非常に便利になっていくという地域の一つになるわけでございます。そういった中で、どういった土地利用をしていくかと。もっともっとやっぱりたくさんの企業に来ていただいて、たくさんの皆様方に住んでいただけるような住環境をどうつくるかというのがここで述べていることでございます。

それから、次が産業連携による地域力の強化というのを書いております。現在、申 し上げましたように、第1次産業、第2次産業、第3次産業、それぞれ産業はあるわ けでございますが、その異業種の交流といいますか、産業ネットワークというのが非常にこの地域ではまだまだできておりません。これについて、産業間を連携させてどういった新しい産業を生み出していくのか、また、どういった新しいブランドをつくっていくかということ、それからまた、産業と学校と住民の皆さんと行政ですね、産・学・民・官がどう連携をしながらこれに取り組んでいくかといったことが非常に大事になってまいります。そして、雇用機会の増大を図ったり定住環境をよくするというようなことが大事でございますので、それについてここで述べます。

それから、次がコミュニティによるまちづくりの創造でございます。これはどういうことかといいますと、今までは行政側がいろんな施策をやってきたわけですが、そうではなくて、そこに住んである皆様方、一つのコミュニティですね。そこに住んである皆様方が自分たちの創意と力の結集によって自分たちの行政区をつくっていくんだということがこのコミュニティによるまちづくりの創造でございます。

住民が積極的にそういったコミュニティ活動にかかわられていって、コミュニティが活性化をし、そのコミュニティとして、じゃ、自分たちの地域はこういうふうにしてほしい、ああしてほしい、自分たちの力でここはこうやるから行政の力でこの辺を応援してくださいといったのがコミュニティによるまちづくりの創造でございます。

今まですべてがお役所に言えばいいやないかと。ごみが落ちているよ、拾いに来いと、どぶが詰まっているから揚げに来てくれということではなくて、コミュニティの中で、ごみが落ちていたら自分たちが拾いましょうか、水路が詰まっていたら、じゃ、自分たちもどぶ揚げをするから、どぶの捨て場は行政でお願いをして、運ぶトラックは行政側で何とか準備してくれないかというようなことが今から先のコミュニティづくりの中で非常に大事になってくるところでございます。

それから、5番目が郷土の歴史と文化を生かした人づくりの取り組みです。やはり人が育たないと地域は活性化もしませんし、よくなっていきません。だから、そういった中で今までたくさん輩出された郷土の生んだすばらしい方々がいらっしゃるわけですので、そういった方々に学びながら人づくりを進めていきましょうというのがこの中でうたっていることでございます。ですから、教育は学校任せではなくて、地域や家庭の中でも十分取り組んでいいきますよということをここでうたっております。

それから最後は、やはり柳川は掘割のまちでございます。そこで、水と共生するまちづくりの構築ということで、この水路、掘割を大事にしながら、これから先もまちづくりをやっていきますということをここでうたっております。この水路の水質浄化でございますとか保全でありますとか、そういったものにつきましては、また皆様方とともにやりましょうというのをここでうたっております。

それじゃ、次の章でございますけど、第5章は柳川市が目指すものです。じゃ、柳川市としてどんなまちづくりをするのかというのがこの第5章にうたっている部分でございます。柳川市の将来像とまちづくりの基本方針という部分です。

ここでうたっておりますまず基本理念としましては、「水・人・歴史を育み、未来を拓くまちづくり」というのをうたっております。それから、「創造と活力にあふれ、 賑わいのあるまちづくり」。やっぱりまちににぎわいがないとだめですので、にぎわ いのあるまちづくりをしますというのを基本理念にうたっております。

それから、まちの将来像でございますが、10年先には生きがいと活力に満ち、自然 と共生する住みよいまちというのを目指しますよということをここで書いておりま す。

じゃ、そのまちづくりはどういった基本方針でやるのかというのがこの27ページの 一番最後に書いております六つの柱でございます。

まず、一つが協働による市民主役のまちづくり、住民の皆さんと行政が一緒に働きながら住民主役のまちづくりをしていきますという部分です。それから、魅力と個性ある教育・文化づくり、やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり、これは非常に少子高齢化の中では重要になってくる部分でございます。それから、地域特性を生かした活力ある産業づくり、これがうまくいきませんと若者の定住がなかなかうまくいかないということにもなりますので、この辺は非常に大事にしながら進めていきたいというふうに思っております。それから、豊かな風土と調和したやすらぎに満ちた都市基盤づくり、これは生活道路でございますとかネットワーク道路です。お隣の集落と行き来をする道路ですとか、そういったものについても、今後皆さん方の御要望等を十分入れながら基盤づくりをやっていきますという部分でございます。それから、安全で安心、うるおいのある生活環境づくり、いろんな犯罪を防止したり、みんなで見守られるような都市環境といいますか、生活環境をつくっていきますというこの六つを基本の柱にしながらこれから先のまちづくりを進めていきますということを書いております。

28ページ以降にそれぞれの詳しい内容につきましては記載をいたしておりますが、 そこを説明しますとかなり時間が長くなりますので、そこから先については皆様方で それぞれ目を通していただいて、ああ、こういうことをやるのかというのを理解して いただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

〇小野村会長

ただいま事務局から第1次柳川市総合計画(案)についての説明がございましたが、何か御意見なり御質問ございましょうか。ちょっと資料が膨大で、質問をしろと言っても、なかなか無理なようだとは思いますが。どうぞ。

〇立花委員

もう皆さん御存じのあれですが、13ページの豊かな自然のところに「日本一の干満の差があり、メカジャ、ワラスボ、タイラギ、アゲマキなどの有明海独特の魚介類が生息しており」じゃなくて、これは「生息していた」でしょう。本来はね。これから先、いろんなやつがなくならんようにしていかんといかんですね。

〇永松委員

小さなことを申しますけど、よその都市ではごみの分別収集は、プラスチックとか、 ああいうのと食べ物なんかは出すときに非常に細かく出しているようですけど、柳川 市は週2回の回収で、やっぱり食べ物なんかとプラスチックなんかを一緒に出されて いますけど、その分別については、市としては何か構想はお持ちじゃないでしょうか。 あれも河川なんかを汚したりするのに随分影響すると思いますけど。読みましたけど、 どこにもそれはありませんでした。

○事務局

その問題につきましては、これが基本構想の部分になりまして、次の段階からある 程度具体的なそういう項目が入ってまいりますので、次の段階にもう少し。これは全 体像でございますので。

〇永松委員

これに上がっているのは抽象的なことですから、もう少し末端のこととは思いますけれども。

〇事務局

はい。次の段階で、その環境問題という流れの中では入ってくるかと思っております。

〇大野村会長

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

〇古賀(慶)委員

4ページに総合計画の計画期間ということで、19年から3年ごとに実施計画を進めていくといった説明をしてありますが、懐ぐあいとにらみ合わせて、この3年間で何と何を実際やっていくのか、いわゆる具体的に何をやるのか、非常に選択が難しかろうと思うが、その辺はどう考えておりますか。

〇事務局

今さっき主幹の方から説明しましたように、総合計画の計画期間を10年間と一応設定しています。これにつきましては、基本構想と基本計画について10年間というスタンスをとっておりますが、基本計画については10年間と一応思っておりますが、中途で変更ということは考えていかないといけないかと考えております。

きょうの新聞にもついておりましたが、久留米市が10年間の計画を新計画というような形でつくったということが出ておりました。あそこが今5年目ぐらいですかね。 そういう形で、基本計画等の見直しも今後進んでいくかと思います。

それと、実施計画につきましては、3年間の基本計画というような形で進んでいきますが、1年ごとにずっと見直しをしていきますので、その中で大きな事業等も発生するかと思います。それとか普通の道路のつくり関係等、もろもろの建設計画等ももちろん入っていくかと思いますので、1年1年見直しは必ずしていくローリング計画という方式をとっていきます。それで、実施のその年の予算に応じて少しずつ金額と計画自体は変わっていくかとは考えております。

〇古賀(慶)委員

いや、そうすると、また1年ごと、ずっと3年間まとめてやってありますが、3年間ではどうしますよといういわゆる実施計画ですね、この実施計画は、この会議の進むに従って、その前年前年にあなたたちはまた我々に提案をして審議をされるのですか。そうじゃないでしょう。

○事務局

申しわけありません。ちょっとそこら辺の説明が漏れておりました。

実施計画は行政の方で対応するというような形になります。ただ、その公表はあくまでも行いますけど。

〇立花委員

これの進行の中で、私たちというか、皆さんたちは何か目に見えてくるものというのはあるんですかね。いわゆる今のところは基本構想やなんかと非常に抽象的なあれですけどね、例えば、1年前に話したあれが具体的には2年後にはこういう姿になってあらわれてくるように進めていますだとかというようなのは感じられないわけですか。

〇事務局

今さっきちょっとお話ししましたように、基本構想についてが漠然と10年間という大きなスパンで見ておりますので、具体的なところはございませんが、基本計画になりますと、ある程度それが見えてくる形になります。ただ、1年ごとの計画みたいに具体的ではございませんが、ある程度の形が少しは見え始めてくると思います。

〇立花委員

少し見えてもらわんと、もう10年先は間に合わんけんね。

〇小野村会長

ほかにございましょうか。

〇古賀(慶)委員

今のでちょっとようわからんやったけどね、この地域審議会という場では選択させないわけですね。実施計画を決めたら、決める前にやるのか。実施計画は役所が全部やってしまうということであれば、我々は地域としてどうしてもらいたいといった意見も持っておるわけですね。そんなら、そういったものはどこの場で提案すべきものか。

〇小野村会長

どうぞ。

〇事務局

地域審議会は10年間のスパンを――申しわけありません。合併の協定の中で地域審議会をつくるということになりまして、これが10年間設置するということになっております。ただ、委員の皆様の任期は2年ごとにずっと切っていくというような形になりますけど、その再任ということはもちろんあり得ると思います。

それで、その地域審議会につきましては、つくっております地域の問題については 地域審議会の中でずっと出してもらって、それを行政の中に反映をしていくというこ とになりますので、御意見はどんどん出していただくということになります。そして、 それを実施計画の中に反映していくというような形を今後計画していく流れになっ ていきます。

〇古賀(慶)委員

大体わかってきた。

〇小野村会長

いいですかね。

〇古賀(慶)委員

はい。

〇小野村会長

合併協議会の中で地方の声が忘れられるんじゃないかというようなことからこの 地域審議会が提起されてきておりますから、ここで出てくる声というのは行政の中に 十分生かされていくものだと思っております。ぜひそれはまた生かしてもらわないと、 地域審議会だけでいろいろ議論しても何もならんやったというようなことになった ら意味がありませんから。

ほかはございましょうか。

〇古賀(慶)委員

それともう一つ、これは私は前回欠席して――欠席というか、通知が来ておらんもんやっけん出席していないわけやけど、資料の調査書の4というのを見せてもらった。これはいわゆる無作為に市民から意見聴取したもののまとめでございましたが、この市民の意見はどういう扱いをされるのかどうか、その辺をきちっと聞いておきたいと思います。中には立派な意見がございます。ぜひとも市で取り上げていただきたいといったものがたくさんあるわけですよ。それで、これをどう扱われるのかですね。このまま出しっぱなしなのかどうか。

〇小野村会長

どうぞ。

〇事務局

市のまちづくりに関するアンケートを実施いたしております。それとか、各地域でワークショップというのを開催させていただいております。それと、ここの中にも出ておりますが、一般の方、中学生の方、高校生の方、いろんな階層の方の御意見をいただいてこのアンケートはでき上がっているところでございます。それにつきましては、今後の計画の中に必要な項目については盛り込んだ文書をつくっていくということで考えております。

それで、今現在つくっております構想の基本の部分にも文書の中に取り込みながら 進んでいるところでございます。

〇古賀(慶)委員

基本構想としては取り上げて文書化している。ただ、役所としても実際取り上げて 実施をするといったこともあるということですか。

〇事務局

スタンスとしては、流れとしてはそういう流れで取り組みをしていくということで 考えております。

〇小野村会長

ほかはございませんか。どうぞ。

〇大村委員

ちょっと1件いいでしょうか。16ページになりますけれども、ここに少子高齢化の話が載っています。これは何も柳川市だけじゃなくて、全国そうなんですけれども、柳川市でも非常に盛んに子育てするなら柳川たいとか、子育て支援とかいうためにかなりの人が会議を開いて、また、外部から講師を呼んでもされているようですけれども、それじゃ、今後の流れとして具体的にどうすればいいかということが何か見えてきていないように思うわけです。例えば、戦前だったらできたことが今はできていな

いとか、あるいは家族構成が変わったからとか、そういう問題も含めて、そんなら、 託児所、保育園をずっとふやすのかとか、そういう具体性が乏しいように私は思いま す。それで、ぜひこういう機会に具体的なそういうふうな見えてくるようなことを進 めていただきたいなと思います。

〇小野村会長

どうぞ。

〇事務局

今の子育て支援につきまして、行政の取り組みをまずお話しいたします。

行政といたしましては、今度の議会、3月の定例議会の中で提案することになっておりますが、行政の組織を少し変えたいということで議会の方に提案をする予定になっております。その内容といたしましては、子育て支援室というのを新たに設置いたしまして、この子育て支援に係るものについて、もう少し力を入れて重点的取り組みをしていこうということで今取り組みに入っているところでございます。

それで、その室ができますと、具体的にどういう形で支援をしていったり、今後の流れをつくっていくかという話し合いをもう少し幅広くできていくんじゃないかと考えているところでございます。

以上でございます。

〇大村委員

ぜひお願いします。

〇事務局

つけ加えてでございますけど、今回の合併におきまして、子育て支援は新市の目玉事業というのもございまして、今まで保育園の料金が柳川市、大和町、三橋町でそれぞれ違っていたわけですね。料金というのは、皆様方からいただくお金がですね。それを今回、一番低いところに合わせております。そのために市の方としましては、超過負担といいまして、国、県からいただいて保育園にお支払いするお金に今のところ180,000千円ぐらい上乗せをして出しているといった状況もございますので、若いお母さん方にとりましては、かなり保育園の料金が下がったという実感は持ってあるんではないかなというふうに思います。

それから、保育園は現在、定数としましてはほぼ満たしております。ですから、今までみたいに保育園にやろうとしても行けなかったというんじゃなくて、大体保育園の定数と行きたいという子供さん方の定数はほぼイコールの状態に近づいておりますので、行けないという子供さんは余りいらっしゃらないんではないかなと。逆に、幼稚園とかが定数割れをしてきているという状況にございます。

〇古賀(慶)委員

それにもうちょっと突っ込んで、とにかく子供を産む費用、やっぱり入院費なんかは全額負担とかなんとか、そういう突っ込んだ考えはないですか。

〇立花委員

ふやさんといかんとやけん。

○事務局

市の方で今度新しい施策として一つ打ち出されるのが、3人目のお子さんが保育園

に行くときは無料にしてもいいのかなというような部分ですね、そういったのが新しい施策として現在検討中でございます。

しかし、無料というと、それなりに市側の負担もあるわけでございますし、財政状況とにらみ合わせながらやっていくところが必要でございますので、なかなか難しいかなというところもあります。ただ、市としては積極的にそういうのを進めていきたいというふうに今のところ担当課の方では考えているようでございます。

〇古賀(慶)委員

わずかですね。

〇小野村会長

ほかになければ次に進ませていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、(3)の財政関係の報告について説明をお願いします。

○事務局

それでは、財政関係資料という別冊の資料がございますけれども、そちらをごらんいただきたいと思います。

前回のこの地域審議会におきまして、財政状況の方はどうなっておるのかという御 意見がございましたので、ここで御説明をさせていただきます。

資料を開いていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。

平成17年度一般関係予算ということで、歳入歳出の内訳を示しております。大きく 上段の方が歳入、下段が歳出の部というふうになっております。

まず、歳入の部からですけれども、左側の円グラフの方ですが、市税が58億円と、21.4%を占めております。厳密に市民の皆さんからいただく税金というのは、約2割を占めておるということです。

その市税の内訳といいますと、その右側の方の切り取った部分がございますけれども、市税の約半分は固定資産税ということになっております。景気の変動の影響を余り受けない財源であるということでございまして、残りの市税としましても、法人にかかる市民税とか市たばこ税ですね、そういったものということです。

そして、また左側の円グラフに戻っていただきまして、その市税を主としまして、右回りに繰入金、分担金及び負担金、諸収入というのがございまして、そこの外側に枠がございまして、グレーの部分があると思いますが、これらをまとめまして、財政用語の自主財源というふうに呼んでおります。自前で収入し得る財源ということで、これが約3割という状況です。一方、残りの分ですね、外側の黒くなっているところなんですけれども、これは依存財源といいまして、自主財源とは対象的に、今度は国、県に非常に依存していると。収入するためには国、県の関与を受ける収入であるということでございまして、これが7割を占めています。その中でも一番多いのが地方交付税というものでございます。歳入全体の約3割を占めておりまして、市の歳入の中で一番割合が多いというところでございます。

この地方交付税につきましてですけれども、これは税とついておりますが、税金の 名前ではございません。所得税ですとか酒税、法人税、消費税、たばこ税と、こうい った税金を一たん国税として国の方で集めまして、その一定割合分を地方に配分して いくといった性質のものでございます。制度上の話なんですけれども、税収が少ないところにも一定水準の行政サービスというのがございますので、そういったものを維持できるようにそういった仕組みがあるというふうに御理解をいただきたいと思います。例えて言いますと、国が親で地方公共団体の方が子供というふうにとらえますと、地方交付税と申しますのが親からの仕送りといった性質のものということでございまして、しかしながら、ここ数年、いわゆる新聞等でもいろいろと言われておりますが、三位一体の改革というものがございまして、年々交付税というのが削減をされてきております。

ということで、本市の歳入の特徴と申しますのは、自主財源というのは割合が低い と。地方交付税などの国、県に依存した財政構造になっておるというところでござい ます。

次に、下の方の歳出についてですが、歳出の分類につきましては、右と左にそれぞれ円グラフが二つございますけれども、まず、右の方の目的別歳出というところなんですが、これは市の経費をそれぞれの教育ですとか民生ですとか、そういった目的別に分類したというものでございます。

一方、左の方の性質別歳出と申しますのは、そこで若干説明をさせていただきますと、これも同じように、外側のグレーの部分がございます。見てのとおりですが、人件費、扶助費、公債費といったものですが、義務的経費と呼ばれるものですが、これが半分を占めている状況です。扶助費と申しますのは、いわゆる老人医療とか、それ以外にも障害者福祉ですとか児童福祉ですとか、そういった関係の分なんですけれども、こういった扶助費については、今後高齢化が特に進展していくということで、高齢者の数もどんどん多くなっていくということを考えますと、これから多くなるということはあっても、まず減ることはないだろうと。また、公債費につきましては借金の返済ということなんですけれども、これは適正な運用をしまして、極力減らす方向で考えていかないといけないと。結局は義務的経費の中で削減可能なものは残る人件費なのかなというような状況であるということです。

次に、2ページですけれども、先ほどは予算の話だったんですが、今度は決算額等の推移ということで、それぞれの合併前の旧市町のときからの歳入歳出の決算額と、あと主な財政指標と呼ばれるものにつきまして、過去10年間の動きを棒グラフですとか折れ線グラフを使いましてお示ししております。

これらのグラフの動きを見ていただく際の注意点というのがございますので、その ことについて若干説明をさせていただきます

まず、上段の方の歳入決算額の推移についてなんですけれども、これの一番右の方なんですけれども、平成16年度の棒グラフがございますが、これが平成15年度と比較したときに、かなり決算の規模が大きくなっています。ふえております。中身を見ていただきたいんですが、下から2番目が極端に大きくなっております。その他の自主財源というものなんですが、これが2倍以上になっております。これに新たに自主財源がふえたんだから、新たに自主財源が生まれたといったことではございませんで、実はこれは合併のときに、基金と言われるいわゆる市の貯金に当たる分なんですけれども、そういった基金の調整をやっております。その分が約30億円程度ございまして、

その影響でこの決算規模というのが膨れ上がっておるというような状況でございます。

同様に、下の方の歳出決算額ですね、こちらの方の上から2番目のその他という部分がありますけれども、これも大きくふえておりますが、これも同じように基金の調整分で約30億円程度あったということで、その分を除きますと、実質的な歳出規模のベースというのは約270億円程度になるかと思います。

また、ちょっと上の方に戻っていただきまして、歳入決算額の中で特に注目をしていただきたいのは、一番上のところになりますが、地方交付税の動きになってきます。平成12年度は102億円地方交付税がございましたけれども、平成16年度には81億円ということで、約20億円、約2割の削減となっております。先ほども申し上げましたように、三位一体の改革、そういった影響もございまして、年々交付税というのは減らされておると。これは本市だけに限らず、全国どこの自治体でも非常に厳しい財政を強いられているという状況でございます。

次に、下の方の歳出の方ですけれども、ここでもちょっと注意点がございまして、 平成15年度と16年度を比較していただきますと、特に、下の方の補助費等、物件費、 公債費、人件費の四つの分類区分なんですけれども、これらの構成割合がかなり中身 が変化しております。実はこれは合併による影響というのがございまして、合併前に は、いわゆる消防署、ごみ焼き場で使用しているクリーンセンターですね、そういっ たものが一部事務組合ということで市とはまた別の団体の運営ということで処理し ておりましたが、これが合併することによりまして新柳川市の事務であるということ になって、要はそれぞれ補助費等に今まで一部事務組合の負担金ということで分類し ておったものが、中身のそれぞれの人件費なり物件費といった性質ごとに細分化され たと、振り分けられたものというふうに考えていただきたいと思います。ですから、 平成16年度の先ほど申しました基金調整の30億円を除いたところが新市の歳出べー スに見合った構成割合であるというふうに言うことができるかと思います。

次の3ページ、4ページはごらんいただいたとおりなんですけれども、3ページの上の方ですが、市債・積立金現在高ということで、負債となりますと、いわゆる市債の現在高、借金の残高なんですけれども、それから、資産である積立金、貯金を差し引いた実質的な債務、そういったものも年々増加傾向にあるということでございます。

それから、下の方の経常収支比率、4ページにいきますと、起債制限比率、公債費 比率というのがございますけれども、こういったものは財政構造が弾力性があるかど うか、公債費が適正であるかどうかと判断する指標となっておりまして、一般財源と 言われるものを使いまして、それがどれだけ当てられておるのかということで財政状 況を判断しようとするものであります。

この一般財源と申しますのは、この資料の8ページのところに財政用語の説明としておりますけれども、この中でも書いておりますとおりに、いわゆる国、県の補助金、そういった使い道が特定されるようなものではなくて、どのような経費にも支出することができるという自由な財源であるということでございまして、これが多いほどいろんな事業ができるということでして、市税ですとか地方交付税、そういったものが主要な財源になっておるということでございまして、要は主要な一般財源である地方

交付税が年々年々ずっと削減されておりますので、市としては非常に厳しい状況であることで、当然こういった数字は低いほど財政的にはよりよい状態であるというようなことが言えますけれども、本市の状況としましては年々増加傾向にあるということでございます。

続きまして、5ページをごらんください。

新市におきましては、新たに財政計画というものをまだつくっておりません。そこにありますように、合併の際に合併協議会で作成しました新市建設計画の財政計画が現段階では10年間の財政見通しを示した唯一のものということになっております。この財政計画のつくり方といいますのは、まず、合併と非合併、合併しなかった場合なんですけれども、そういった比較を通してこの財政計画をつくっております。

最初に、5ページの図がございますけれども、基準となる財政推計と。これは歳入歳出の項目ごとに前提条件というものを設定しまして、それに基づいて推計をやっておると。これに合併によりまして削減可能な経費とか合併によって財政支援というのがございますし、また、新たに逆に増加する経費もございますので、そういったものをすべて見込んだ上で最終的な財政計画というふうにしております。

前提条件としましては、5ページの下の方にちょっと主なものを記載しておりますが、ポイントとしましては、地方交付税が合併後7年後までは年々3.5%ずつ減少していくものということで、先ほどもお話ししましたけれども、現状を反映しまして、財政状況を厳しく見込んでおるということで御理解いただきたいと思います。

一方、歳出の方ですけれども、人件費の削減のほかに、物件費を3%ずつ減少するものと。それから、補助費等につきましては、5年間2%ずつ減少していくものというふうにしております。

合併によりますこういった経費の削減効果を見込んだ上で計画というものを作成しておりまして、実際その額がどれぐらいの額になるかというのは、その次の資料の6ページの真ん中のところに書いております。

10年間の合計なんですけれども、人件費で61.7億円、物件費が36.1億円、補助費等で32.4億円というふうにしております。こういった削減を可能とする方策というものを今後は考えていかなければいけないということになりますけれども、現在、市の附属機関としまして、民間の委員さんを構成員としまして行政改革推進委員会というものを市で設置しておりまして、柳川市の行革というものはどうあるべきかということを現在御検討いただいているという状況でございます。ことしの7月ごろには答申をいただくという予定でございます。

また、ここに示しております財政計画というのは、そういった行革による経費削減、こういったものを前提につくられていることを認識していただく必要があるかというふうには存じます。ただし、当然のことなんですけれども、合併をしているからこそ行革による経費削減というのは、他の合併していない団体よりもはるかに効果としては大きいということでございますので、そのことは十分御理解いただきたいというふうに思います。

要点のみの説明でしたけれども、以上で説明を終わります。

〇小野村会長

事務局の方からの説明が終わりましたが、御質問ございましたらどうぞ。どうぞ。

〇大城委員

済みません、私こういう専門的な文言の使い方とか言い回しの全く素人で、理解力に乏しいんですけど、2ページの棒グラフですね、平成16年度が15年度までの旧市町の合計と異なるというのは、単純に年度最後の11日間が新柳川市であったから、基本的には旧3市町の合計とほとんど同じなんだけど、最後の11日間で調整されたからこの棒グラフの形態が違うというふうに理解してよろしいんですか。

〇事務局

まず、決算について申しますと、決算額の推移というのはそれぞれ年度末でのとらえ方ということで、特に、先ほど申しました15年度と16年度を比較してかなり膨れ上がっているというのは、合併したときに基金、貯金というものの整理をしております。それが約30億円程度ございます。基金というのは財産ということで、通常は基金を取り崩したり、逆に基金に積み立てるとか、そういったことはすべて予算を通して行います。ですから、30億円というのはそれぞれに歳入予算、歳出予算を通してそういったことをやっておりますので、結果として決算額もそれだけ30億円程度歳入歳出がそれぞれ膨れ上がったところで決算を打っているという状況でございます。

〇大城委員

ということは、17年度からは大体基本的にはこの16年度の棒グラフの割合ぐらいで 推移していくと考えていいんですか。

〇事務局

16年度から基金の約30億円を差し引いたぐらいのものが大体新市の決算規模であるというふうに言えるかと思います。(発言する者あり)

ですから、決算では15年度ぐらいの規模だというふうに御理解いただいてと思います。

〇大城委員

そしたら、16年度の決算にしても、基本的には15年度までと同じような内容だけど、 基金の何とかかんとかで単に変わったと。

○事務局

そうですね、ちょっと16年度が特別であったというふうに御理解していただいて……

〇事務局

基本的にそれぞれ貯金を持っておりました。その貯金はこの予算の中に今までは含んでいなかったんですよ。ただ、今度新市になったから、その貯金もきちっと整理をしないといけない形になりましたので、予算の中に30億円取り込んで、歳入で取り込みをしまして、今度、歳出でまた30億円貯金をしたんです。それで、その30億円分が計に増になっていると理解してもらって結構です。

それで、15年度の決算額に、新市になりまして、実際に事業等とかいろんなしないといけない項目がふえておりますので、少しは伸びるかと思いますけど、基本的にこの左の1ページに書いております273億円ぐらいの予算がちょっと伸びるぐらいで推移するんじゃないかと考えております。

〇大城委員

何となくわかりました。

〇立花委員

合併というのは当然必要だったし、合併の効果というのはたくさんこれからも出てくると思うんですけれども、財政的に合併の効果というのがあらわれてくるのは何年先ぐらいでしょうか。それとも、これは期待できないものなんでしょうか。今はいろんなやつが膨らんでしまっているけれども、だから、今は逆に決して財政的にプラスにはなっていないと思いますけどね。例えば、平成22年度だとか。

〇事務局

皆さん方、7ページをちょっと見ていただきますとよくわかると思いますけれども、今は余り合併の効果があらわれていないのではないかという御質問でございますけど、まず、一般の職員等の人件費等に関しましては余りあらわれておりませんけれども、基本的に申し上げまして、四役の給与、これが3分の1に減っております。3人いらっしゃったのが1人でございますので。それから、それに伴います各種委員さん方、社会教育委員ですとか教育委員ですとかいっぱいいらっしゃるわけですね。そういったのが3分の1に減っております。その部分につきましては、既に合併効果は出ております。

それからもう一つは、本来でございますと、議員の報酬につきまして、53名在任特例をいたしております。これにつきましては、一応10年間で見ていただきますと減ることになっておりますという御説明を申し上げておりましたけど、据え置きになった関係がございまして、現在、次のことしの10月に選挙がある場合は30名で選挙していただくわけですが、現在53名いらっしゃいますけれども、じゃ、その30名になったときの部分と比較をすればかなり高いのではないかという皆さん方のお考えがあるかと思いますが、柳川市はそのまま据え置き、それから、一応合わせる予定にしておりました大和町と三橋町の分は据え置いたままでございますので、約半額程度なんですね。半額よりちょっと高いんですけれども。ですから、53名いらっしゃる現在の報酬額と30名になったときにメリットがあるかとおっしゃいますと、余りここはメリットは出てこないと思います。据え置いたがゆえにですね、減ったからというメリットは出てきません。既に安いのでやっていますのでですね。だけど、その次の選挙、4年後になりますと、これが24に減りますので、若干6名分はメリットが出てくるということになります。

ただ、当初予定していましたように、議員の報酬は一応柳川市並みに全部合わせる というところから見れば、そういった考え方からすれば既に大幅にメリットが出てい るというところはございます。

〇小野村会長

そのほかございませんか。ほかになければ次に進ませていただきますが、よろしゅうございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、その他ということで、何か事務局の方はありましょうか。

〇事務局

ございません。

〇小野村会長

皆さん方からその他で何かございましょうか。

なければ、以上できょうの予定の議題が終わりましたので、閉会させていただきますが、どうも御協力ありがとうございました。

午後3時 閉会